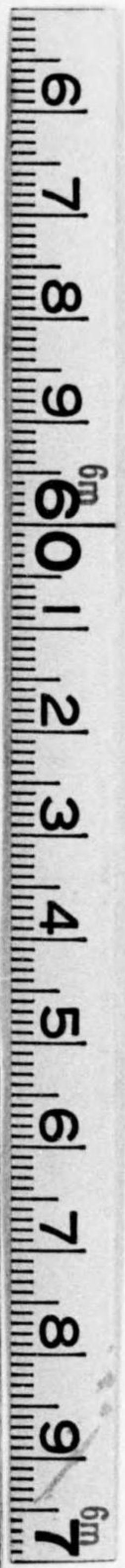


041
H18

別書誌
合冊



始



函館圖書館叢書 第貳篇 第壹冊

秩父宮妃殿下と會津の教育

木村定三

041
H18

函 館 圖 書 館 叢 書

第 二 篇 第 一 冊



秩 父 宮 下 御 朝 餐 所
於 市 立 函 館 圖 書 館

秩 父 宮 妃 下 與 會 津 之 教 育

木 村 定 三

昭 和 三 年 十 月 五 日 講

於 市 民 館

市 立 函 館 圖 書 館



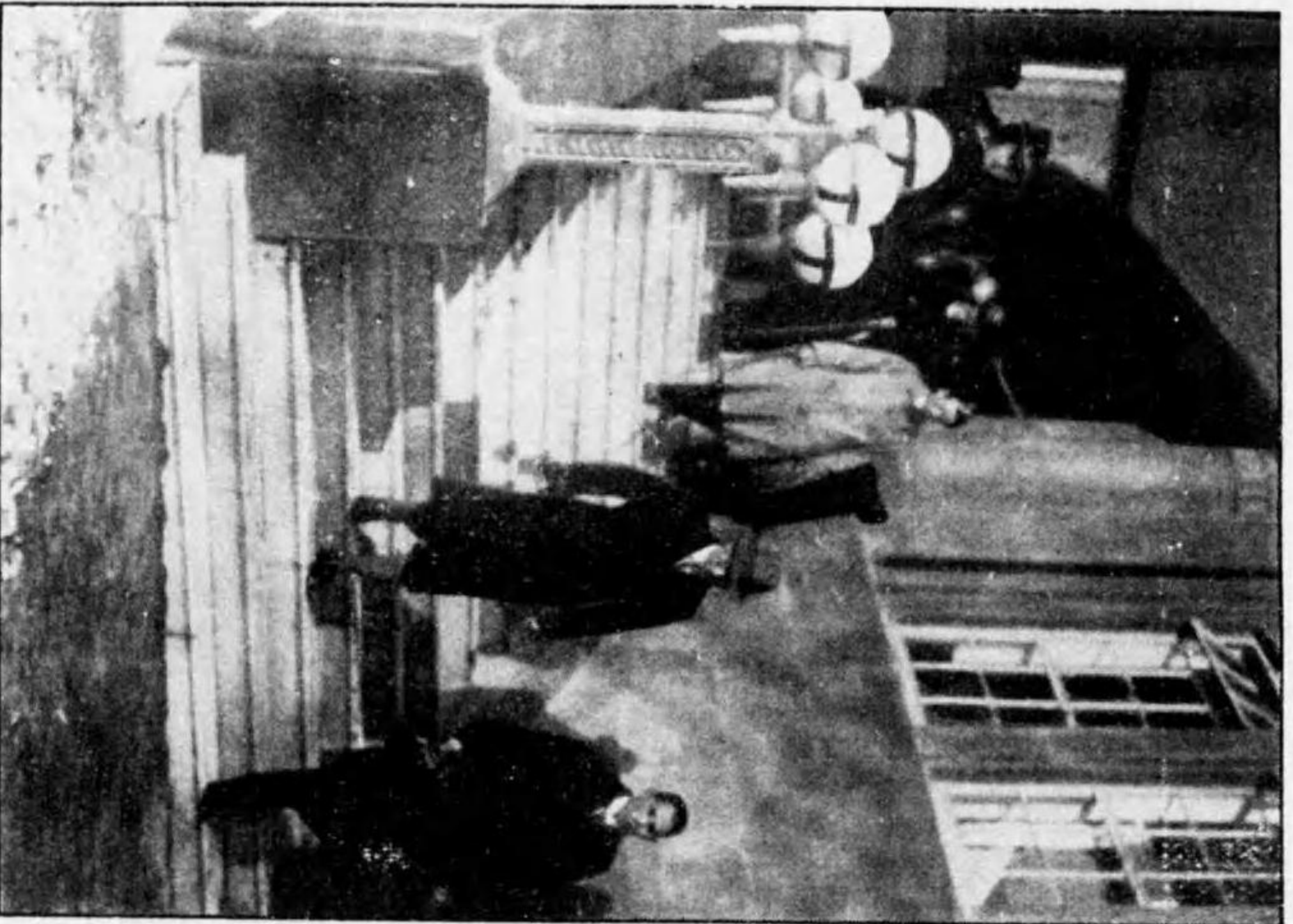
發 行 所 寄 贈 本



秩父宮殿下

昭和三年三月四日
於市立圖書館書

下殿宮父秩



郎三孝藤佐長市館函導先御



覽台御料資道海北

昭和三十四年三月四日
於市館圖書日

278-147

我等の宮様。秩父宮雍仁親王殿下には本春スポーツマンとして北海道内地を御跋涉あらせられ三月四日午前六時函館驛に御着、連絡時間二時間を御利用あらせられ、黎明の五稜郭を御巡覽の後、公會堂より港内を御展望。引續き函館市長佐藤孝三郎御先導にて函館圖書館内の御座所に入らせられた。其際殿下には陳列の塑像「競技」に御目を留めさせられ、長くも御寫眞拜寫の光榮に浴することを得られしめられしは函館市民として感激に堪へざる處である。御朝餐後、蝦夷及露西亞に關係ある古文書、繪畫並に地質學陳列室を御臺覽あらせられ、御豫定時間に遅らせらるゝ事十數分にして御退館あらせられた。

連絡船上に於ける殿下が、幾度も幾度もハンカチーフを御振りになり、御名残を惜ませられた事は當時御奉送申上げた多數市民をして思はずも感涙に咽ばしめた處である。

此思出深き年の九月二十八日を以て殿下には松平勢津子姫と御結婚遊ばされ、竹の園生の彌榮に榮ゆくことは誠に芽出度き限りである。

茲に本館は十月十五日を期し、本館最初の讀書週間に於て、特に婦人講座を設け、會津藩の思想に深き關係を有する『服部安休傳』の著者木村定三氏を煩はし、

『秩父宮妃殿下と會津の教育』

と題する講演を開く事にした。是れ蓋し本館最初の讀書週間をして意義あらしむると共に、本館曩日の光榮を市民に頌たんとする意味に外ならなかつたのである。今亦茲に當時の講演筆記を上梓して永く當時を記念することを得るのは本館の最も幸慶とする處である。

昭和三年十月二十五日

岡田健藏

「秩父宮妃殿下と會津の教育」正誤表

頁	行	誤	正
1	14	他に内々三百年	他に内 <small>に</small> 三百年
2	2	一個實の果	一個の實果
2	3	(九代)勢津子	(九代)勢津子
2	13	隠れて居ます	隠れて居ります
3	4	僧を其師	僧を教師
3	15	保男女	保男 <small>姪</small> 女
3	15	蒙り、秩父宮	蒙り 秩父宮
3	16	十八日畏くも	十八日 畏くも
3	16	畏くも勅許	畏くも 勅許
3	17	谷族	舉族
3	17	致して、皇恩	致して 皇恩
3	18	「殿下に奉侍」云々行を改める	「殿下に奉侍」云々行を改める
3	18	婦道を全う	婦道を全 <small>う</small>
5	2	其遊戯すら	其遊 <small>す</small> ら
5	3	其出入は皆	其出入皆
5	3	九代容保公	九代容保公
5	16	九代容保公	九代容保公
6	4	父義建公	父義建公

秩父宮妃殿下と會津の教育

木村 定三

本夏七月祖先の墓参と史料調査を兼ねて歸國の際舊藩主松平保男子爵が勢津子姫の御婚儀御成約の奉告祭の爲御歸國なさいましたから、其御機嫌伺を致す考で、會津猪苗代町の土津神社に参りましたが、其際遠慮に及ばぬから御供をしたらとの先輩の勸に従つて、随行員の數に加へられ且つ大使より親しく御物語を承る機會を得て身に餘る光榮でありました。併し私は舊藩の事や舊藩主の御家庭に就て申上得る身分の者でもなく又何等の豫備知識もないのでありますから、深く御詫びを致します。唯私が祖先の一人が藩祖正之公の御親任を得て其晩年を公の廟を守り終つた者の小傳を著し又私の青年時代に、妃殿下の祖父君容保公の薨去せられた際親しく御手傳や御通夜を申上げた事もありますので自分の知つて居る二三の点を御話致します。

大和魂は日本民族の生命である様に會津武士には會津魂がありました。其會津魂を遺憾なく發輝したのは、京都守護時代と明治戊辰戰爭當時の會津籠城及白虎隊や娘子軍の奮闘でありました。併し是は國難に處して外に現はれた動的な半面であつて、他に内々三百年間靜かに養は

れ來つた武士的教養の根強い者があつた事を見通すことは出来ません。此會津魂を植付け是を培養して遂に其花を咲かしたのが、やがて最後に其尊い一個實の果を身に藏して皇室の人となる、に至つたのであります。是等の方々即ち正之公(初代)容頌公(五代)容保公(九代)勢津子妃殿下に就てお話を致します。

正之公は三代將軍家光の弟であり、御水尾天皇の女御東福門院は其姉であつた斗りでなく、將軍家綱年少なりし爲に其輔導の大任を負ふて徳川幕府の政治を處理せられ幾多の事蹟を残されたが、當時井伊、本多、酒井、土井、阿部等の名臣が其舞台に活躍して居つた爲めに掩はれ去つた傾がある。特に彼の米國に於て南北戦争まで起して争つた奴隸廢止が日本では流血の慘もなく而かも米國より百年前即ち慶安三年に決行した事は人道史上閑却すべからざる問題であるにも係らず元祿時代の華美な時代が其直後に來た爲めに悉く埋れて居つたのは残念であります。

今日尊王護國の精神が水戸光圀卿に始まり水戸藩が勤王に皇學に其先鞭を付けた様に思はれて居るが、此点に於ても亦正之公の事は隠れて居ます。實は公は光圀卿よりは十八才も兄である丈けに光圀卿が荀子の性惡説などを喜ばるゝのを注意して孟子の性善説に移らしめた事もあり又光圀卿が國史を正し萬葉の古詩に思を致して日本建國の歴史と其精神の發揚に勉めらるゝ時、正之公は羅山の朱子派に傾倒して治國平天下の道は儒教に基かねばならず祖宗の精神を學んで國体を守る上には日本固有の神道でなければならぬと心付て佛書を焼きキリストンを禁じて専心惟神の道を學んで遂には神道四重の奧秘をすら吉川惟足より受け、其著書にも二程治教

録を始め十種に及んで居ります。彼の水戸家の大日本史に比すべきものは、自ら督勵して林家に編せしめた本朝通鑑があつた。

更に教育に至つては若松の桂林寺町に稽古堂と云ふ學校を設けて無爲庵如默と云ふ僧を其師とならしめた。其他横田三友、山崎闇齋、友松氏興、後藤素軒、服部安休等を招いで常に講學聽問を怠らなかつた。此稽古堂こそ後の日新館の濫觴である。

茲に見通すことの出来ないものは、家訓十五條を制定し、闇齋が是を潤色し、友松が是を註釋したことであります。是が藩士の精神となり、藩の憲法となつたのである。其第一條に、

大君の義一心に大切に忠勤を存すべし。

其意味は君臣一致して初めて國を守り君に仕へ得るものであるが若し藩主で徳川に弓引く様なものがあらば是主君にあらず決して従ふべからずと戒めてある。此点は板倉周防が其臣を戒めたのよりは立ち優つて居る。此戒は暴君に従はず又暴君を弑すこともせずして其暴を恣にせしめざる点にあるのです。此精神が後年北海警備に京都守護に會津戦争に随時現れたのであります。最後に今回御成約に見ることが出来ました。土津靈神の廟にて子爵の奉告文の中にも、

曩に保男女恒雄長女節は辱くも天恩を蒙り、秩父宮雅仁親王殿下の妃たるべき内命を拜し本年一月十八日畏くも赦許あらせられたり誠に家門の光榮にして聖眷の篤きに感泣し恐懼措く處を知らず脊族相戒め夙夜怠らず固く祖宗の遺訓を守り忠貞の節を致して、皇恩の萬一に酬ひ奉らんことを期す仰き冀くは神靈幸に節を眷顧し長く 殿下に奉侍して克く婦道をう全

せしめ給はんことを

とありて日本婦人の徳性を養ふて其範たらしめんことを期して居られます。

次に容頌公に至りて文武の學堂を起して日新館と稱しました。勿論山崎闇齋等が聖堂を建て孔子の像を祭り來つた以來學堂はあつたのですが、其完備したのは此時であります。唯其當時の記録が多くは兵火に失はれて、今は日新館志の斷片其他によりて知るのみであります。此時代の教育方針は六行と令條であつた。六行とは尤も通俗的な訓育法で其實行方法としては十才より十八才迄を日新館に於て文武の教育をしたので、家士を九班に分け、各班生が通學の際は年輩に應じ一本の棒に風呂敷包と辨當を通して是を提げ一列となりて年長者が其先頭となり縦隊を作つて登校したので、登校後は令條に基て夫々の教育を受くるのであつた。其中心思想は、

(1) 學校は孝悌を本とし人々稟くる處の才をなして國家有用の人物をなすべき本根たり諸事慎謹を本として不敬の義決して是なき様心得べし

(2) 長幼の序を専らにし常の席順尊卑に拘らず年齢に應じて着席し愛敬の道を失ふべからず、各組の年長者方正なるもの二人を什長となし平日の交も其長の教に従ふべし毎朝讀書漢籍講義は孝經四書樂記、會讀は詩易春秋史記等を學び他の妨をなす事を禁ずるは勿論だが不敬無禮の者ありとも是を誹謗譏笑する時は亦同罪科たる事

であつた。十九才以上は専門の修養に勉めたのである。

更に九才以下六才迄の幼年者は是を九個の遊び仲間を作りて今日の幼稚園又は託兒所風の自

由自治的な團體教育を施したのです。此小供班は毎日午前寺小屋又は先生の家にて孝經や大學の素讀を習ひ、午後は晴雨に係らず一所に集つて共同的遊戯をなすのであつた。其遊戯すら嚴格に秩序が保たれて其出入は皆年長者の指揮に従ふのです。而して其會合の時必ず座長は「お話をいたします」と云ふて簡單な七個條の宣言を毎日繰返すのである。即ち、

1. 年長者の命に背かぬ事
2. 年長者に敬禮する事
3. 虚言せぬ事
4. 卑怯な振舞をせぬ事
5. 弱者を虐げぬ事
6. 戸外にて食事せぬ事
7. 戸外にて婦人と物語らぬ事

此申渡に背いた人があれば、謝罪体罰等があつたのです(体罰の様は省略)此幼時よりの共同生活はよく少年時代よりの秩序的訓練となり、服従克己の念を涵養するのである。過日も飯盛山上白虎隊の墓前で十一二才の少年團五六十名が、松平大使より一場の訓話を受けた時坐るに昔の日新館時代を忍ばしめました。此容頌公は日新館童子訓を著された人です。

以上の教育が九代容保公に至つて外に現れたのです。公は美濃高須の藩主松平義建公の六子で尾張公、桑名公と兄弟であつた。其家訓第一條を守護職時代に体験せられたのであります。

夫は和宮の御降嫁と同時に公武合體論の行はれた時、京都守護の大任を餘儀なくせしめられ

たが初めは再三之を辭されたが止むを得ぬ場合となつたのです。其時公は、
行くもうし行かぬもつらし如何せん

君と親とを思ふ心を

其時父義建公は是に答へて、

親の名はよし立てずとも君の爲

いさをあらはせ九重のうち

と勵ましたのです。此事を聞いた家老田中土佐と西郷頼母とは急ぎ上京して天下の大勢非なるを苦諫しましたが、容保公の曰く、藩祖以來皇恩に浴する事久し、今や國家の危急に際し將軍の殊命を以て此重任を托せらる、假令身を激浪の中に進め怒濤の渦中に投ずるも義として之を辭するを得ずと、二家老其決意の堅きを見て涙を呑んで之を賛成して歸國藩政に當つたが、西郷は遂に病に托して其領邑に引籠つた。後將軍の入洛、加茂の行幸、蛤門の戦、伏見鳥羽の戦と局面の轉廻甚しく遂に會津戦争となつたのです。會津戦争とか奥羽同盟とか云ふと初より大野心の下に反旗でも翻した様に見ゆるが、事實はそうではありません。夫は會津の謝罪書や他藩よりの辯明歎願書が二十餘通もあつたが、是が總督府に達して大西郷の目に觸れたのが僅かに一通のみで、他は途中で妨げられ終つたので、公の精神は全く遮られてしまつたのです。此際にも彼の苦諫者西郷家老は一方白河口の大將として一時官軍を拒ぎつゝも猶非戦論を唱て止まぬので、他の藩士の誤解や反抗を見るに至つたのだが、會津落城前に仙台に使を命ぜられ其途中走て函館の榎本の軍に加つたのである。會津籠城にて最も悲惨なりしは此西郷全家族の

自刃であつた。それは夫が衆論と相容れざりし時夫をして後顧の慮なからしむる爲め八十餘歳の祖母を始め一族二十一人悉く自殺したのである。其時の光景は後の衆議院議長中島信行氏の(土佐藩士)懐舊談にもあるが、妻千重子が、

なよ竹の風にまかする身ながらも

撓はまぬ節のありとこそしれ

の一首が其心持を現して居る。(それ々の辭世の詩歌がある。)今回なよ竹の碑として子爵の筆によりて建られました。

此一ヶ月の籠城に戦死者二千七百人、負傷者六百餘人、死者の中に婦人二百六十人、老人百三十五人、白虎隊四十二名を數ふる位に多くの犠牲を拂ひつゝ、而かも一藩を擧げて賊軍の汚名に甘んずるに至つたのも、唯藩祖の精神に背かざらんと始終團結したので遂に國を擧げて亡ぶるに至りましたが、其處には至誠奉公の一念以外には利害に動かされぬものがあつたからです。今回も瀧澤村妙國寺にて容保公謹慎の間を拜見し當時御使用の食器に葵紋以外に孝明天皇より御拜領と思はるゝ菊花紋章のあるを拜觀して菅公の恩賜の御衣の故事を忍び又蛤門の戦の頃公の詠せられた。

立騒ぐ世にはならはて底清き

昔に返せ加茂の川波

の御心情を想起して感慨無量でありました。

特に藩祖以來勤王と好學の國であつた事は明治に及んで斗南移封後の藩士が貧困の中にもよく子女教育に怠らなかつた点は他藩の人も認めて居ります。藩公の御家庭も一時は御不如意勝であつたが、各家臣は毎月贖金して御子様方の御教育費の一端を補ひ又山川將軍其他二三の家臣は進んで其保導の任に當られた事をも知つて居ります。

斯く他藩の人が未だ經驗せぬ辛酸の中に在つて猶祖宗の遺された家訓の精神を守りてよく國家皇室に奉ずる念を深め來つたのを思ふ時には今回の優握なる 救掟の降つたのは決して偶然ではないと思ひます。私が嬉しさの餘り東山の旅館で拙詠を獻じましたが其一は、

遠つ祖ちやの御守りをしも姫小松

さかゆく色にあふぐ今日かな

妃殿下の御上に就ては私以上に御熟知の方が多くとも思ひますし御隨行の折の見聞などは餘談に涉りますから差控ゆる事といたします。終に臨んで不備な点が多いことは幾重にも御寛恕を願ふのみであります。

(終)

(附言) 會津の教育史に就ては小川涉編『會津藩教育考』寫本七冊があります。

講演者と其著書

服部安休傳

東京 新生堂版

一、五〇

昭和三年十一月六日印刷
昭和三年十一月十日發行

(函館圖書館叢書
第貳篇・第壹冊)

市立函館圖書館

函館市蓬萊町一〇三番地
印刷人 白 瀬 由 太 郎

函館市蓬萊町一〇三番地
印刷所 函 館 印 刷

終

